

平成22年度獣医事審議会 第2回計画部会

平成22年8月12日

【山根部会長】 定刻になりましたので、ただいまから平成22年度の獣医事審議会第2回計画部会を開催いたします。

これまで計画部会におきましては、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針に盛り込むべき事項を、長期間にわたりまして、かつ詳細に検討してまいりました。前回、6月29日におきましては、口蹄疫の発生を踏まえた基本方針の見直し案についてご審議をいただいたところでございます。今回は、基本方針の見直しにつきまして取りまとめを行いたいと思います。なお、本日は12時30分を目途としまして審議を行いたいと思いますので、ご審議が円滑に進みますようお願いいたします。

それでは、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

【吉田課長補佐】 では、事務局より本日ご出席いただいております委員等の確認をさせていただきますと思います。委員のお名前につきましては、お手元の資料に名簿と座席表がございますのでご参照いただきたいと思います。

なお、本日、小野委員、中川委員、藏内委員、田川委員におかれましては、事前に欠席というご連絡をいただいております。本日は13名のご出席をいただいておりますが、本部会の委員の定数は17名でございます。したがって、獣医事審議会令第5条の規定による過半数の出席を充足していることをご報告いたします。

なお、事務局に異動がございましたので報告させていただきます。7月1日付で、前任の栗栖が文部科学省のほうに異動となりまして、そのかわりに佐々木が着任しております。

【佐々木課長補佐】 佐々木でございます。よろしくをお願いいたします。

【吉田課長補佐】 事務局からは以上でございます。

【山根部会長】 続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

【吉田課長補佐】 お手元の配付資料をご確認いただきたいと思います。配付資料一覧のとおりとなっております。本日会議の座席表、本日の議事次第、それと本計画部会の委員等の名簿でございます。

本日使用する資料といたしまして、資料1、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（案）でございます。資料2といたしまして、これはその他でご報告をさせてい

ただくものでございますが、獣医学生の実習における獣医師法第17条の適用について（通知）でございます。また、参考資料といたしまして口蹄疫の発生状況等について。参考資料2としまして、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」のポイントをつけさせていただいております。

お手元の資料をご確認いただきまして、過不足等ございましたら事務局のほうまでお申しつけいただければ、お手元のほうへ届けさせていただきますのでよろしく願いいたします。

【山根部会長】 それでは、これより議事に入りたいと思います。獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の見直しにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【吉田課長補佐】 では、お手元の資料の資料番号1、それと参考資料の1と2、これをあわせて概略を説明させていただきたいと思います。

まず、参考資料1のほうからごらんいただきたいと思います。これは前回、6月29日に開催いたしました計画部会におきましても、宮崎県における口蹄疫の発生状況等につきまして概要をご説明させていただいたところでございますが、その後の動きがございますので、そのあたりを中心にご説明させていただきたいと思います。

宮崎県における口蹄疫でございますが、約29万頭の殺処分を行うというような結果になっているところでございます。6月29日の計画部会以降でございますが、お手元の資料の3ページ目をごらんいただきたいと思います。6月30日、ここではワクチン接種家畜の殺処分・埋却をすべて終了いたしております。その後、移動制限・搬出制限地域の解除が行われまして、7月27日には、最後まで残っておりました宮崎市地域の移動制限と搬出制限について解除がされまして、宮崎県の非常事態宣言、これの全面解除が行われたところでございます。

これらの結果を受けまして、8月5日でございますが、第1回の口蹄疫対策検証委員会が開催されております。その概要でございますが、お手元資料の5ページをごらんいただきたいと思います。これは農林水産大臣の決定のものでございますが、口蹄疫対策検証委員会の設置についてでございます。趣旨のところ、委員の皆様はご存じでございますが、今年の7月20日以降でございますけれども、宮崎県で発生した口蹄疫、これは爆発的な感染が拡大している。また、家畜伝染病に基づく殺処分、移動制限等の措置のみでは蔓延防止を図ることが困難と、その結果として、約29万頭の家畜が殺処分されるに至ったと

というような事実がございます。

この間、口蹄疫のワクチン接種を行う、さらには口蹄疫対策特別措置法に基づく予防的殺処分を行ってきておるところでございます。

また、今回の防疫対応につきましては、国・県の事前の進入防止策の不徹底、初動対応のおくれ、連携不足等の問題が指摘されているところでございます。こういった、今回の口蹄疫の経験を今後の防疫対応に生かしていく必要があるという観点から、口蹄疫に学識経験を有する者等から構成される第三者による口蹄疫対策検証委員会というのが設置されております。

その検証委員会の検証項目でございますが、下のほうでございます（１）発生前の管理対応状況について、（２）発生直後の初動対応、１枚めくっていただきまして、（３）防疫措置のあり方、（４）危機管理の体制と対応、今後の家畜防疫のあり方、こういう内容について検証をいただくこととなっておりますところでございます。

７ページでございますが、この検証委員会のメンバーでございます９名の委員の方で詳細な検証をお願いをしているところでございますが、山根計画部会長でございますが、この検証委員会の座長を引き受けていただいているところでございます。

８月５日に第１回の検証委員会が開催されているところでございます。まず、先ほどご説明しましたが、山根日本獣医師会会長が座長に選出されまして、今後詳細な検証が行われるということでございますが、８月５日の検証委員会におきましては、これからの検証の方向性について活発なご意見をいただいたところでございます。詳細については、用紙のとおりとなっておりますところでございます。

続きまして、関連する事項としまして参考資料２でございます。これは、今ご審議いただいております獣医療に関する基本方針の中にも言及しておる内容でございますが、これは酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づいて定めております、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、これが７月２７日に、この新しい基本方針が公表されているところでございます。

この基本方針でございますが、これは生乳ですとか、肉ですね、牛肉、豚肉、これらの需要の長期見通し、こういうものに即した生産量、飼育頭数、こういうものの目標等について国が考え方をまとめまして、獣医療の基本方針と同じように、都道府県において具体的な計画を策定していくというものになっております。

この酪肉近、通常「酪肉近」と呼んでおりますけれども、酪肉近の基本方針におきまし

て獣医療に係る部分が記載されておりますので、これをご参考までにご報告したいと思っております。

このポイントの中の4ページでございます。4ページの下のほうでございます、5ページのところでございます。「消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保」というところでございますが、ここでは、畜産物に係る安全と信頼の確保の中の2つ目の○のところでございます。やはりこういう畜産に係る安全と信頼の確保を図っていくためには、やはり産業動物獣医師等の育成・確保のための措置、さらには口蹄疫等に的確に対応するための獣医師の確保、こういうものをきちっと図っていく必要があるというような内容が、この酪肉近の基本方針の中にも盛り込まれているところでございます。こういう獣医療の体制整備、獣医師の確保対策というものは、やはりこの畜産の振興においても非常に重要だという認識が示されているところでございます。

このように、前回の計画部会以降、口蹄疫の対応さらには酪肉近の基本方針の公表というようなことが起こっておるところでございますが、本題でございますけれども、お手元の資料1を説明させていただきたいと思っております。

資料1でございますが、これは6月29日の計画部会で、宮崎での口蹄疫の対策、対応、こういう状況を踏まえてご審議いただいた内容につきまして、それを最終的に取りまとめまして、その後、私どもの政務のほうにもご説明をしてご了承をいただいた、いわゆる最終案をお手元のほうに用意させていただいております。

前回ご審議いただいた内容から、「てにをは」的な直しは一部ございますけれども、1点修正箇所がございますので、その部分をご説明させていただきたいと思っております。8ページでございます。一番上に、「第2 診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項」、これは各都道府県が都道府県計画を策定する際に、どういう形で具体的に診療施設を整備をして、またどういう地域に獣医師をどういう形で確保していくのかという目標を定める事項となっております。

この中の変更でございますが、2のところでございます。「獣医師の確保に関する目標」というところでございます。獣医師の確保に関する目標につきましては、これまでは産業動物、19行目のところに書いてございますが、「都道府県計画における獣医師の確保に関する目標は、産業動物獣医師について設置するものとする」という形で、産業動物獣医師に限定をして確保目標を設定しようという形でこれまでしてきたところでございます。ただ、今般の口蹄疫の対応におけるさまざまなご意見、ご指摘というものを踏まえまして、

いわゆる公務員獣医師の確保に向けた具体的な取り組みについても、やはりここは都道府県計画の位置づけをきちっとしていく必要があるのではないかというような問題意識で追加をしたのが29行目、30行目のところでございます。「また」と書いておりますけれども、「いわゆる口蹄疫等の家畜伝染病に対する危機管理の観点から、都道府県に勤務する獣医師の確保を図ることとする」と。今までのご議論の中で、公務員の獣医師の確保目標を具体的な数字で書くというのは非常に書きにくい、設定しにくいというご意見があったということから、産業動物獣医師についてのみやってきたところでございますが、やはり先ほどご説明いたしましたような、今後やはり、都道府県の獣医師におきましても、きちっとした考え方に基づいた確保を図っていく必要があるという観点から、この一文を差し込んでいただいております。

その他につきましては、特に大きな変更はございませんので、詳細の説明については割愛させていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

【山根部会長】 ただいま説明がありましたことにつきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いいたします。ございませんでしょうか。

それでは、ないということで、次に進めさせていただいてよろしゅうございますか。

基本方針につきまして議論がないようでございますので、答申につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(答申案配付)

【吉田課長補佐】 では、答申につきましてご説明させていただきたいと思っております。今、お手元にお配りしている資料は委員限りの資料という形にさせていただきたいと思っております。また、基本方針(案)につきましては、これまでも非常に長い期間、たくさんのご審議をいただきまして、非常にありがとうございました。今後は、本日ご了承いただきましたこの基本方針の内容につきまして、最終的には農林水産大臣のほうへ獣医事審議会長のほうから答申という形で、文書で結果を報告することとなっております。

ただ、本日は小野会長が所用にて欠席ということでございますので、本日の審議の結果を獣医事審議会の会長である小野会長のほうに、経緯と結果について報告をするという事務的な手続が残っておりますので、その内容について事務局のほうで案文を作成いたしましたので、その内容についてご検討いただきたいと思いますと思っております。

まず、「獣医事審議会計画部会における審議の経過及び結果について」ということでござ

いまして、山根部会長のほうから小野会長のほうに報告する内容でございます。文章を読ませていただきます。

「平成20年9月11日付け20消安第6095号をもって農林水産大臣から獣医事審議会会長に諮問があり付託を受けました、獣医療を提供する体制の整備のための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、審議事項の議事が終了しましたので、獣医事審議会運営規定第12条第8項に規定により別紙のとおり報告します」と。別紙でございますが、これは審議の経過、どういう審議をどういう内容で行ってきたのかと簡単にまとめたものでございます。計画部会の審議におきまして、昨年の夏ごろにワーキンググループを開催をして検討をしておりますので、それを別の形でまとめているものでございます。

また、2のところでございますが、本日の審議の結果でございますけれども、「政府から提示のあった『獣医療を提供する体制の整備のための基本方針』（案）の内容は、概ね妥当と認められる」というような内容でいかがかというふうに思っているところでございます。

あわせて、3ページ目でございますが、今度は小野会長のほうから山田農林水産大臣あてへの答申（案）を用意させていただいております。

読ませていただきますと、「平成20年9月11日付け20消安第6095号をもって諮問のあった事項について、下記のとおり答申する」と。記としまして、「政府から提示のあった、獣医療を提供する体制の整備のための基本方針（案）の内容は、概ね妥当と認められる」というものでございます。この報告（案）、さらには先ほど審議いただきました基本方針（案）につきましては、事前に小野会長のほうには事務局より送付させていただいております。また、本日ご欠席ということで、その内容については一応ご了承いただいていることをあわせてご報告させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【山根部会長】 ありがとうございます。続きまして、ただいま説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたならば、ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

【山根部会長】 では、その他、事務局から何かございませんでしょうか。

【吉田課長補佐】 ありがとうございます。今ご了承いただきましたこの報告、さらには答申につきましてですが、この獣医事審議会からの答申をいただいた後に、本日ご了承いただきました基本方針、若干体裁を整える必要があるところがございますけれども、

これにつきまして、公表のための手続をこれから行っていきたいと考えているところでございます。

あわせまして、基本方針の公表とあわせる形で、この計画部会でご審議、取りまとめいただきました4ワーキンググループの報告書もあわせまして関係する都道府県等にお知らせ、通知するように考えているところでございます。

また、今後は都道府県におかれまして、それぞれの地域の実情に応じた都道府県計画というものを、策定をお願いする形になりますけれども、説明会等を開催するですとか、あと、作業のためのマニュアル的なものを事務局のほうで用意いたしまして、都道府県が基本方針に即した形で各地域の実情にあった都道府県計画を作成していただくように促していきたいと考えているところでございます。

以上がこの基本方針に関する内容でございます。その他の事項、もう一つは資料2でございますが、これは報告事項でございますが、前回の計画部会においてご了承いただきました内容について、関係者にきちっと通知をしたということでございます。

前回ご了承いただいた内容でございますが、獣医学生の臨床実習における獣医師法第17条の適用についてということでございます。これは、獣医系大学の学生の臨床実習に対する獣医師法適用の基本的な考え方というものをまとめたものになっております。これにつきまして、6月30日に関係する16大学、さらには関係省庁、関係団体のほうに通知をしているところでございます。今後はこの通知、基本的な考え方、報告書に基づきまして、各大学のほうでカリキュラム等の作成をこれから行っていただくことになっております。各大学での取り組みについて促進をしていくという観点からも、必要に応じて各大学との相談に応じていきたいと考えているところでございます。

事務局からは以上でございます。

【山根部会長】 ありがとうございます。これにて報告とか協議事項は終わったんでございますけれども、何か全体的にご発言はございますでしょうか。どうぞ。

【菅澤臨時委員】 質問なんですけれども、各県への審議された基本方針のお知らせは、大体どういう、いつごろに届くと考えてよろしいのでしょうか。

【吉田課長補佐】 この基本方針、先ほどもご説明しましたが、公表に向けた手続をこれから行っていくこととしております。あまり時間をかけてやっても仕方ありませんので、できるだけ早くやっていきたいと思っておるところでございますが、9月にかかってしまう可能性があるんですが、可能な限り今月末を目標に、公表に向けた手続を急いでや

っていきたいと思っっているところでございます。

【菅澤臨時委員】 ありがとうございます。

【山根部会長】 そのほか、ございませんか。よろしゅうございますか。

では、これまでの計画部会の総括に入りたいと思うわけでありませけれども、これまでの総括には、まず2つあるのではないかなど。いわゆる審議の経過につきまして総括してみたいということと、それから今後の取り組みにつきまして総括してみたいと思っております。ちょっとまとめたものを述べさせていただきたいと思ひます。

獣医療基本方針の見直しにつきましては、平成20年12月に基本方針の見直しに向けた検討を開始いたしました。以降、6回の計画部会、延べ7回と、12回のワーキンググループにおきまして、委員各位のご尽力とご協力のもと、獣医師の偏在問題や処遇改善に関する課題、獣医学教育におけます問題、今後の獣医療が目指すべき基本的な方向性等について、十分に時間をかけて、詳細かつ具体的な検討ができたと考えております。

この審議の過程におきまして、本年4月に、宮崎県におきまして口蹄疫が発生し、口蹄疫等の家畜伝染病に対する危機管理体制の構築に向けた内容につきましてもご検討いただき、現状を十分に反映した基本方針になっているものと考えております。

さらに計画部会におきまして、念願でありました獣医学教育におけます学生の臨床実習の条件整備に関する報告書を取りまとめ、事務局から各大学等に通知されたところであります。今後、各大学が参加型臨床実習の実施に向けた条件整備を進めていく上で、非常に意味のある取りまとめができたと考えております。

今後の取り組みについてでございますけれども、今後はこの基本方針を確実に実行に移していくこと、そのためにはまずもって、各都道府県が地域の獣医療の状況を十分に把握し、地域社会が求めている獣医療の提供体制を整備していくため、地域の獣医師、獣医師の団体、畜産関係者等と協力して、早急に都道府県計画を策定していく必要があります。また、基本方針を実効あるものにするためにも、定期的に実施状況を把握することも重要であると思ひます。

さらに、宮崎県におけます口蹄疫に関しましては、口蹄疫に学識経験を有する者等から構成される第三者による口蹄疫対策検証委員会が設置され、8月5日に第1回目の委員会が開催されました。この委員会では、初動対応、防疫措置等の検証と今後の家畜防疫のあり方等について検討することとなっております。この検証結果や関係法令の見直し等により、今後必要があれば、本基本方針の見直しについても検討していきたいと考えております。

す。さらに、国、都道府県、さらには獣医療に携わる関係者の取り組み状況につきまして、計画部会において検証し、関係者の取り組みを促進していきたいと考えております。

最後に、本日の計画部会の審議をもちまして、現メンバーでの検討は終わりになります。9月以降、新たな計画部会の委員が我々の考えを継承し、基本方針の実行について強気に推進していただきたいと考えております。これまで長時間にわたりご検討いただきましたことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

以上で総括を終わりたいと思います。

そのほか、全体的に何かございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

では、本日は長時間にわたりまして熱心にご審議、ご発言いただきましてありがとうございます。これをもちまして閉会とさせていただきます。

— 了 —